

【参考：都市計画決定（変更）に対する確認事項】

素案作成時のチェック項目		根拠法
<input type="checkbox"/>	基礎調査の結果に基づいているか	法第 6 条
1	・人口規模、土地利用、交通量等の現況及び将来の見通し等	法第 13 条
<input type="checkbox"/>	都市計画区域マスタープランに即しているか	法第 6 条の 2
2	①都市計画の目標 ②区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針 ③主要な都市計画の決定の方針 ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	
<input type="checkbox"/>	国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画に適合しているか	法第 13 条
3	・国土形成計画（全国、広域地方計画） ・国土利用計画（全国、都道府県、市町計画、土地利用基本計画）	
<input type="checkbox"/>	道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国の計画に適合しているか	
4		
<input type="checkbox"/>	当該都市における自然的環境の整備又は保全に配慮しているか	
5		
<input type="checkbox"/>	市町の建設に関する基本構想に即しているか	法第 15 条
6		
<input type="checkbox"/>	県が定めた都市計画に適合しているか	法第 15 条
7		
<input type="checkbox"/>	都市計画マスタープランに即しているか	法第 18 条の 2
8		
知事協議及び同意に関するチェック項目		根拠法
<input type="checkbox"/>	I 一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る	法第 19 条
9	・広域的なインフラに与える影響等を勘案	
<input type="checkbox"/>	II 県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る	法第 19 条
10	① 都市計画区域マスタープランとの適合性 ② 道路、公園、河川等の施設に関する県の計画と整合が図られているか等	

※□ 1～□ 8(□2、7 は除く)については、県としては技術的な助言（地方自治法第 245 条の 4）に留め、著しい矛盾がない限り市町の決定権者としての自主性を尊重することとする。□2、7 については、県が定める都市計画であり、県の視点で判断する。

【運用方針】

□ 1：基礎調査との整合

都市計画の決定・変更は各種計画に適合するとともに、法第 13 条の都市計画基準に従って一体的かつ総合的に定めなければならない。その基準を適用するについては、法第 6 条第 1 項の規定による基礎調査の結果に基づかなければならない。

- ・都市計画決定（変更）の根拠としている数値等が、おおむね 5 年ごとに調査を行う都市計画に関する基礎調査の結果と比較して、過大又は過小となっていないか確認
- ・根拠となる数字の調査時期が妥当なものであるか。古いデータを使用していないか確認

□ 2：都市計画区域マスタープランとの適合

都市計画区域マスタープラン（以下、区域マス）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、都市計画の基本的な方針を定めるものであることから、都市計画区域について定められる都市計画は、区域マスに即したものでないと明文化されている。

区域マスに定める事項は、①都市計画の目標、②区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針、③土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針の 3 つの事項とされている。

区域マスに即するとは、具体の都市計画が、区域マスが示す都市の将来像、その実現に向けての大きな道筋との間で齟齬を来たすものではないという趣旨である。

【判断基準の原則】

- ①具体の都市計画が本文等に明記されている。
- ②具体の都市計画決定（変更）案件が、必ずしも区域マスの記述に盛り込まれていなくても、都市計画の目標としている都市の将来像、その実現の向けての大きな道筋において齟齬がなく、その趣旨が合致していれば適合していると判断する。

※マスタープランには、都市の将来像をわかりやすく示すために附図を用いることもある。しかし、示されているその位置、規模等については概ねのものであり、都市は固定的でなく、社会経済状況の中で変化するものである以上、目指すべき都市像を実現するために新たな都市計画が決定されていくことを妨げるものではないと考える。よって、附図等については目指すべき都市像とおおきな齟齬がなければ、適否の判断とはせずに参考扱いとする。

『市町決定案件』の特例

○市町が定めようとする都市計画で、市町にとって新たな都市の将来像を実現するために必要なものであり、区域マスにも記載されるべきであるが、その策定時期等の諸事情により未記載であるため、その適合・不適合の判断が困難である場合は、次のとおりとする。

- ・市町議会への周知がなされ、住民の意向の反映された計画であること。
 - ・次期区域マスの作成時に、法第 15 条の 2 の規定により、その事項を申し出ること
- これらのことが確認できれば、適合していると判断する。

『県決定案件』の考え方

○都道府県が定める都市計画は、市町の区域を越える広域的・根幹的な計画であり、都市計画の基本的な方針に与える影響が大きいと考えられるため、都市計画決定（変更）時点の区域マスに明記されてしていることが必須。ただし、都市計画の基本的な方針に与える影響が小さいと判断できるものについては、その趣旨が適合しているかどうかで判断する。

□ 3 : 国土計画又は地方計画との整合

都市計画は、国土全体又は一定の地域全体について広域的かつ総合的な観点から土地利用等に関して定められていることから、その上位計画に該当すると考えられる国土計画又は地方計画に適合することとし、土地利用計画及び施設計画の整合性を確保する必要がある。

- ・ 国土計画：国土形成計画（全国）、国土利用計画（全国）
- 地方計画：広域地方計画、国土利用計画（都道府県計画）、土地利用基本計画等と矛盾がないか

□ 4 : 国の計画との適合性

- ・ 高速自動車国道、一般国道、1 級河川、鉄道、空港等の重要施設に関する国の計画と矛盾がないか確認

□ 5 : 自然的環境の整備又は保全への配慮

近年の都市部における緑地等の消失や、環境保全に対する意識の高まりに対応し、都市計画において、緑地等の貴重な自然的環境を保全する必要性が高まっていることや、H12 の法改正により緑地等の自然的環境が一層開発される恐れがあることから、都市計画を決定する際の基準として明示することにより配慮を求めることとされた。

- ・ 都市公園の整備、都市における緑地の保全、緑化の推進等に配慮されているか

□ 6 : 市町の建設に関する基本構想に即しているか

都市計画を定める場合には法律上は議会の関与は不要とされているが、市町村の将来のあり方を定める都市計画の決定に関しては、議会の意思が反映されるべきであることから、基本構想に即していることを求めている。

- ・ 市町の建設に関する基本構想とは、地方自治法第 2 条第 4 項に基づく基本構想^{*}と国土利用計画法第 8 条の市町の区域について定める国土の利用に関する計画（市町計画）である。
- ・ 基本構想は、議会の議決を経て定められ、各種施策及び土地利用の長期的な方針が示されているものである。
- ・ 都市計画を定める場合は議会の関与は不要であるが、市町の将来のあり方を定める都市計画の決定に関しては議会の意思が反映されるべきであり、定めようとする都市計画が、基本構想の趣旨に即しているか確認する。

※地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）が平成 23 年 8 月 1 日に施行され、この規定が廃止された。現在では総合計画に含めて策定されている場合が多い。

□ 7 : 県が定めた都市計画に適合しているか

都市計画は、都道府県又は市町村において決定することとしているが、「生活に身近なまちづくりの計画」から「広域的・根幹的な計画」までを一体的・総合的に定めるものであるため、都道府県が定める市町村の区域を越える広域的・根幹的な計画に適合する必要がある。

- ・ 都市計画決定権者の違いによる矛盾がないか

□ 8 : 都市マスに即しているか

都市マスは、地域別のあるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、諸施設の計画等を、都市計画決定権者である市町村が、住民の意見を反映しながら、都市計画の方針として定められている計画であるから、市町が定める都市計画については都市マスに即していることが求められる。

- ・ 都市マスに示される地域別構想は、地域の実情、住民の合意形成の熟度等に応じて段階的に作

成することも考えられることから、現存の都市マスに示されていない場合でも、同様の手続き又は、住民の合意形成が諮られていると判断できれば、都市マスに即しているものと同等とみなす。

(都市計画は、都市計画法に基づく公告・縦覧等の手続きを経て定められるものである。一方都市マスは、あくまで具体的な都市計画を策定する際の青写真を示すものであり、その策定手続きも都市計画法の手続きは適用されず市町の自主性に委ねられている。)

市町が定める都市計画において、県が行う協議及び同意に関するチェック項目

都市計画は、都市計画決定権者が都道府県と市町村に分かれていようとも、それぞれが定める都市計画相互間に矛盾があってはならない。また、それぞれが定める都市計画が総合して一体の都市計画として有効に機能するものとならなければならない。これらの観点から都道府県知事に協議・同意を求めている。

□ 9 : 一の市町の区域を超える広域の見地からの調整を図る

- ・ 広域的なインフラに与える影響が及ぶ範囲を勘案し、広域調整の要否を判断する。

□10 : 県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合

- ・ 区域マスとの適合性 (□ 2 を参照)
- ・ 道路、公園、河川等の施設に関する県の計画と整合が図られているか等 (□ 7 を参照)